

相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例について
相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

提出者 相模原市議会議会運営委員会委員長 沼 倉 孝 太

相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例
相模原市議会委員会条例(平成 4 年相模原市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属並びに常任委員会」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第 6 条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第 2 0 条中「公平委員会」を「人事委員会」に改める。

別表総務委員会の項中「危機管理室、総務局、企画市民局」を「総務局、企画財政局、危機管理局、市民局」に改め、「消防局」の次に「、議会局」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)の改正に伴う議員の常任委員会の所属に係る規定及び特別委員の在任期間に係る規定の追加、相模原市行政組織条例(平成 1 8 年相模原市条例第 5 9 号)の改正に伴う常任委員会の所管事項に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市議会会議規則の一部を改正する規則について
相模原市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成25年2月19日提出

提出者 相模原市議会議会運営委員会委員長 沼 倉 孝 太

相模原市議会会議規則の一部を改正する規則
相模原市議会会議規則(昭和42年相模原市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第16条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第152条を第159条とする。

第8章中第151条を第158条とする。

第7章中第150条を第157条とする。

第6章中第149条を第156条とし、第145条から第148条までを7条ずつ繰り下げる。

第144条第2項中「第100条(秘密の保持)第2項」を「第107条(秘密の保持)第2項」に改め、同条を第151条とする。

第5章中第143条を第150条とし、第135条から第142条までを7条ずつ繰り下げる。

第4章中第134条を第141条とし、第130条から第133条までを7条ずつ繰り下げる。

第3章中第129条を第136条とし、第124条から第128条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第6節中第123条を第130条とし、第113条から第122条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第112条を第119条とし、第111条を第118条とする。

第2章第4節中第110条を第117条とし、第101条から第109条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第3節中第100条を第107条とし、第99条を第106条とする。

第2章第2節中第98条を第105条とし、第94条から第97条までを7条ずつ繰り下げる。

第93条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改め、同条を第100条とする。

第92条中「第100条」を「第100条第1項」に改め、同条を第99条とする。

第91条を第98条とし、第84条から第90条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第1節中第83条を第90条とし、第79条から第82条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第9節中第78条を第85条とし、第75条から第77条までを7条ずつ繰り下げ、同節を同章第10節とし、同章第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手續)

第75条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第76条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第77条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第78条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第79条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第80条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第81条 議会において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第78条(公述人の発言)、第79条(議員と公述人の質疑)及び第80条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

別表中「(第150条関係)」を「(第157条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

提案の理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正に伴う公聴会の開催及び参考人の招致に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

委員会提出議案第3号

相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

平成25年2月19日提出

提出者 相模原市議会議会運営委員会委員長 沼倉孝太

相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
相模原市証人等の実費弁償に関する条例(平成18年相模原市条例第4号)の一
部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、
同項第3号中「第109条第5項(法第109条の2第5項及び第110条第5
項)」を「第115条の2第1項(法第109条第5項)」に改め、「の委員会」を削
り、同項第4号中「第109条第6項(法第109条の2第5項及び第110条第
5項)」を「第115条の2第2項(法第109条第5項)」に改め、「の委員会」を
削る。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

提案の理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正に伴い、議会が開く公聴会に参
加した者及び議会の求めに応じて出頭した参考人に実費弁償を支給するための規
定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市自殺対策基本条例について
相模原市自殺対策基本条例を次のように制定する。

平成25年3月19日提出

提出者 相模原市民生委員会委員長 関山 由紀江

相模原市自殺対策基本条例

相模原市民憲章にもうたわれているとおり、このまちで暮らす市民一人ひとりがいのちを大切にし、思いやりと笑顔で明るいくらしを築くこと、それが私たちの願いです。

しかし、わが国においては、毎年多くの尊いいのちが自殺によって失われており、本市においても例外ではありません。

自殺はその多くが、個人の意思や選択によるものではなく、様々な要因が複雑に絡み合って深刻化した結果による、追い込まれた末の死であります。

そのため、自殺を個人の問題としてではなく、社会全体の問題として捉え、隣接する自治体とも連携し、市をあげて、地域の実情に応じた取組を進めなければなりません。

また、私たち市民は、自殺を考えている人が発するサインに気づき、予防につなげていけるよう、自殺対策の担い手として寄り添うことが求められています。

このまちで暮らす市民一人ひとりが自殺への理解を深め、共に支え合い健康で生きがいを持って暮らすことのできる相模原市をつくるために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、相模原市(以下「市」といいます。)においても自殺が社会問題となっている状況下において、自殺対策に関し、基本理念を定め、自殺対策を総合的に推進することにより、いのちを大切にし、市民が共に支え合い健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とします。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、自殺が個人的な問題だけではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から実態に即して総合的な取組として実施されなければなりません。

2 自殺対策は、市民一人ひとりがその主役となるよう普及、啓発活動等に取り組みなければなりません。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じ、効果的な施策として実施されなければなりません。

4 自殺対策は、市民が共に支え合う地域づくりを促進するという観点から、地域の実情に即したきめ細かな施策として実施されなければなりません。

5 自殺対策は、市、国、神奈川県、近隣自治体、医療機関、事業主、学校、市民等の相互の密接な連携の下に実施されなければなりません。

(市の責務)

第3条 市は、前文の精神及び前条に定める基本理念にのっとり、国、神奈川県、近隣自治体及び関係機関と協力しつつ、自殺に関する現状を把握し、地域の実情に配慮した、効果的な自殺対策を推進しなければなりません。

2 市は、次条及び第5条に規定する事業主及び市民の自殺防止等に関する取組を支援するものとします。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、市、神奈川県、関係機関等と連携しながら、その職場で働く全ての者が心身ともに健康で職務に従事できるような職場環境づくりに努めるものとします。

(市民の責務)

第5条 市民は、自殺対策及び自殺をめぐる諸課題について関心と理解を深めるとともに、一人ひとりが自殺防止と課題解決に向けた担い手となるように努めるものとします。

(学校等教育機関の責務)

第6条 学校等教育機関は、自殺に対する理解を深め、市、神奈川県、保護者、関係機関等と連携しながら、児童、生徒及び学生がいのちの大切さを実感して心身ともに健康な生活を送れるように努めるものとします。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第7条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないようにしなければなりません。

2 自殺対策の実施に当たっては、自殺未遂者及び自死遺族等が健全な市民生活を継続して送ることができるよう十分配慮しなければなりません。

(財政上の措置等)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければなりません。

(自殺総合対策の推進にかかる行動計画の策定)

第9条 市は、この条例の目的を達成するために、自殺総合対策の推進にかかる行動計画を策定し、次に掲げる自殺対策に関する施策を推進するものとします。

- (1) 自殺の実態及び自殺を取り巻く諸課題に関する調査・研究
- (2) 自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りの促進
- (3) 自殺対策に関する早期対応の中心的役割を果たす人材の確保及び育成
- (4) 心の健康づくりのための相談体制の整備・充実
- (5) 適切な精神科医療が受けられる体制の充実
- (6) 自殺防止のための社会的取組の強化
- (7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組の強化
- (8) 自殺未遂者及び自死遺族等に対する支援
- (9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体の育成及び連携の強化
- (10) 自殺対策に関する若い世代をはじめとする市民参画の増進
- (11) 自殺対策に関する近隣自治体との広域的な連携の強化

(相模原市自殺対策協議会の設置)

第10条 市は、自殺対策が関係機関等による密接な連携の下、自殺総合対策に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するため、相模原市自殺対策協議会(以下「協議会」といいます。)を設置するものとします。

2 協議会の委員は、20人以内とします。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体から推薦された者

(3) 市の住民

(4) 関係行政機関及び関係法人の職員

4 協議会の委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期にあっては、前任者の残任期間とします。

(条例の見直し)

第 1 1 条 この条例は、自殺対策の運用状況、実施効果等を勘案し、第 1 条の目的の達成状況を評価した上で、必要に応じて見直すものとします。

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行します。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和 3 7 年相模原市条例第 1 7 号)の一部を次のように改正します。

別表市長の部相模原市自殺対策協議会の項を削ります。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の附属機関の設置に関する条例(以下「改正前の附属機関条例」といいます。)に定める相模原市自殺対策協議会の委員である者は、この条例に定める相模原市自殺対策協議会の委員とみなし、その任期は、改正前の附属機関条例による任期の残任期間とします。

提案の理由

わが国においては、毎年多くの尊いいのちが自殺によって失われており、本市においても例外ではない。自殺はその多くが、個人の意思や選択によるものではなく、様々な要因が複雑に絡み合って深刻化した結果による、追い込まれた死である。自殺を個人の問題としてではなく、社会全体の問題として捉え、地域の実情に応じた取組を進めなければならない。市民一人ひとりが自殺対策の担い手となり、地域で共に支え合い、健康で生きがいを持って暮らせる相模原市をつくるため、自殺対策について所要の定めをいたしたく提案するものである。